

令和4年度

第5回御船町議会定例会(9月会議)

議 案

令和4年9月8日(木)

令和４年度第５回御船町議会定例会（９月会議）議事日程

令和４年９月８日（木）午前１０時開議

- 第 １ 会議録署名議員の指名
- 第 ２ 諸報告
 - １ 諸般の報告
 - ２ 行政報告
- 第 ３ 一般質問
- 第 ４ 報告第 ６号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 ５ 報告第 ７号 専決処分の報告について
【別冊】
- 第 ６ 認定第 １号 令和３年度御船町一般会計歳入歳出決算について
【別冊】
- 第 ７ 認定第 ２号 令和３年度御船町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
【別冊】
- 第 ８ 認定第 ３号 令和３年度御船町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
【別冊】
- 第 ９ 認定第 ４号 令和３年度御船町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について
【別冊】
- 第 １０ 認定第 ５号 令和３年度御船町緑の村運営事業特別会計歳入歳出決算について
【別冊】
- 第 １１ 認定第 ６号 令和３年度御船町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
【別冊】
- 第 １２ 認定第 ７号 令和３年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計歳入歳出決算について
【別冊】

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 第 1 3 | 認定第 8 号 | 令和 3 年度御船町水道事業会計歳入歳出決算について
【別冊】 |
| 第 1 4 | 議案第 1 4 号 | 御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について |
| 第 1 5 | 議案第 1 5 号 | 御船町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定
について |
| 第 1 6 | 議案第 1 6 号 | 御船町水道事業条例の一部を改正する条例の制定につ
いて |
| 第 1 7 | 議案第 1 7 号 | 財産の取得について |
| 第 1 8 | 議案第 1 8 号 | 令和 4 年度御船町一般会計補正予算（第 4 号）につい
て
【別冊】 |
| 第 1 9 | 議案第 1 9 号 | 令和 4 年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 2 号）について
【別冊】 |
| 第 2 0 | 議案第 2 0 号 | 令和 4 年度御船町介護保険事業特別会計補正予算
（第 1 号）について
【別冊】 |
| 第 2 1 | 議案第 2 1 号 | 令和 4 年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第 1 号）について
【別冊】 |
| 第 2 2 | 議案第 2 2 号 | 令和 4 年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算
（第 2 号）について
【別冊】 |
| 第 2 3 | 議案第 2 3 号 | 令和 4 年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算
（第 1 号）について
【別冊】 |
| 第 2 4 | 議案第 2 4 号 | 令和 4 年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計
補正予算（第 1 号）について
【別冊】 |
| 第 2 5 | 議案第 2 5 号 | 令和 4 年度御船町水道事業会計補正予算（第 2 号）に
ついて
【別冊】 |
| 第 2 6 | 議員派遣について | |

報告第 6 号

財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

御船町長 藤木 正幸

御船町の財政健全化判断比率

%

区 分	令和 3 年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	なし	14.62	20.0
連結実質赤字比率	なし	19.62	30.0
実質公債費比率	11.6	25.0	35.0
将来負担比率	37.3	350.0	
公営企業会計の資金不足比率	水道事業会計、下水道事業特別会計及び緑の村運営事業特別会計のいずれも資金不足がないため「なし」	20.0	

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定（令和3年6月15日議決）第6号に基づく歳入歳出予算の補正について、別冊のとおり専決処分を行ったので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和4年9月8日提出

御船町長 藤木 正幸

御専第4号 令和4年度御船町一般会計補正予算（第3号）について

議案第 14 号

御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

御船町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 6 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が施行されること並びに国家公務員の育児休業制度の改正に準じた措置を講じるため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

御船町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

（2） 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

（ア） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

（イ） 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き

いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3第2号中「1歳2月」を「1歳2か月」に改める。

第2条の3第3号を次のように改める。

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている

場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のように改める。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

（1） 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

（2） 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

（3） 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合
第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第3条第8号を削る。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第7条中「6箇月」を「6か月」に改める。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 1 5 号

御船町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
御船町企業立地促進条例（平成 2 0 年条例第 2 0 号）の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

町内への企業誘致をさらに促進するため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町企業立地促進条例の一部を改正する条例

御船町企業立地促進条例（平成20年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「工場等の事業開始に伴い、1年以上引き続いて常時雇用される者で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する雇用保険被保険者」を「工場等の事業開始に伴い、操業開始の日の1年前の日から第4条第2項の規定による申請をする日までに新たに雇用され、1年以上引き続いて常時雇用される雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する雇用保険被保険者」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 賃借資産額 工場等の新設又は増設のために賃借した固定資産の費用（5年以上の契約期間を有する賃貸借契約に係るものに限る。）の合計額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額をいう。

第2条に次の2号を加える。

- (9) 新規地元雇用者 工場等の事業開始に伴い、操業開始の日の1年前の日から起算して2年間に新たに雇用され、1年以上引き続いて常時雇用される雇用保険法第4条第1項に規定する雇用保険被保険者であり、本町の住民基本台帳に記載されている者をいう。

- (10) 都市計画区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された区域をいう。

第3条第1項第1号中「投下固定資産総額」の次に「及び賃借資産額の合計額」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、都市計画区域外に新設又は増設する工場等においては、投下固定資産総額及び賃借資産額の合計額は1億円以上、新規雇用者数は5人以上とする。

第3条第1項第2号中「0.5ヘクタール」を「0.3ヘクタール」に改める。

第5条第1項第1号ただし書を次のように改める。

ただし、1億円を上限とする。

第5条第1項第2号ただし書を次のように改める。

ただし、1,000万円を上限とする。

第5条第1項第3号中「要した」の次に「土地又は建物の」を加え、同号ただし書を次のように改める。

ただし、1,000万円を上限とする。

第5条第1項に次の1号を加える。

(4) 第1号及び第2号に該当する場合は、第3号の交付は行わないものとする。

第6条中「新規雇用者のうち、町内に住所を有する者一人」を「新規地元雇用者1人」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、600万円を上限とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 16 号

御船町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
御船町水道事業条例（平成29年条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和4年9月8日

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定更新手数料新設等の
ため、本条例の一部を改正する必要がある。

これがこの議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町水道事業条例の一部を改正する条例

御船町水道事業条例（平成29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第2号中「7,000円」を「10,000円」に改め、同項に次の1号を加える。

（5） 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき 10,000円

第28条第2項中「前項の」を削る。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第17号

財産の取得について

御船町スポーツセンターで使用するバスケットボールゴールについて、次のとおり財産を取得する。

令和4年9月8日提出

御船町長 藤木 正幸

- 1 備 品 名 御船町スポーツセンターバスケットボールゴール
- 2 納 入 場 所 御船町スポーツセンター
- 3 契 約 金 額 17,160,000円
- 4 契約の相手方
住 所 熊本市北区室園町10番68号
商 号 株式会社イシヌキ
代表者 代表取締役 石拔 博史

(提案理由)

動産の買入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

日程第 2 6 議員派遣について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 13 項及び御船町議会会議規則（平成 6 年議会規則第 1 号）第 122 条の規定に基づき、次のとおり議員を派遣する。

項目	期日	場所	派遣の目的	派遣議員
御船町議会先進地視察研修	令和 4 年 10 月 5 日 (水) ～ 令和 4 年 10 月 7 日 (金)	北海道 白老町 栗山町 三笠市	多様化する住民ニーズや社会情勢の変化などを背景に、議会が果たすべき役割はますます重要になっている。このことを踏まえ、議員の見聞を広めることで議会の活性化を図り、もって、住民福祉の向上に資することを目的とする。	全議員

令和 4 年 9 月 8 日

御船町議会